

地域通貨の会計に関する予備的考察*

佐 藤 倫 正

Local currency is the money issued by certain community as a medium of exchange within that community. This type of money usually bears no interest, or sometimes minus interest. One of the reasons which support local currency is the possibility of promoting the sustainable developments by stimulating the circulations of commodities and services within local environments. In this sense, this money is called eco-money. Local currency is now at the stage of development: around 300 cases might be found in Japan and more than 2000 cases in the world. But this number is steadily growing. In order to support the development of local currency, the establishment of the accounting systems which capture the transactions is indispensable. And the formulation of the conceptual framework of the accounting for local currency will also be expected to promote its development. This problem area, however, is almost totally unexplored. This preliminary note is the first effort to address this area. After the general surveys of local currencies, the accounting for the central secretary offices which manage local currency will be examined, from (1) the Entity view of Robert Anthony (Anthony [1984]), (2) the Funds flow view of financial accounting (Satoh [2000]), and (3) the Gaia concept of James Lovelock (Lovelock [1979]).

1. はじめに

ここ数年来、地域通貨に対する関心が着実に高まってきてている。日本では、試行的なものも含めて、現在、300件ほどが運営されていると言われる。その意味では、まだ黎明期あるいは揺籃期にあるといつてよいであろう¹⁾。世界的には2000件以上が運営されていて、今も増えつつある。

地域通貨は、法定通貨を補完する目的で、地域のコミュニティが地域限定で発行する通貨である。あとでもう少し詳しく述べるように、地域通貨には様々な種類があるのだが、その特徴として重要な点は、それが、無利子あるいはマイナスの利子で運用されるこ

とである。これは、現行の法定通貨が有利子の金融システムのもとで運用されるのと好対称をなしている。利子を生む通貨は、時の経過とともに債権（そして同時に債務）を級数的に増殖させて、有限でしかない地球資源を金融システムの中に取り込んで回収しようとするため、種々の矛盾を引き起こしうる。

これに対し地域通貨は、利子をもたないところから、通貨をため込む誘因がないこと、地域限定であるところから、通貨が域外に流出することなく地域内を循環するため、地域経済の活性化に役立つとされる。また、地産地消を促進しながら、地域経済の循環を促進することによって、グローバリゼーションがもたらす環境破壊をくい止める力があるとさ

*本稿は日本学術振興会科学研究費の萌芽研究「地域通貨の会計と会計組織に関する研究」の成果の一部である。

れる。あるいは、有利子の貨幣システムが入り込んで崩壊したコミュニティを立て直すことも、地域通貨に期待される効果である。

本稿は、この地域通貨の会計に関する予備的考察をおこなう。地域通貨が話題になり始めてそれほど時が経過していないので、その会計となると、いわば未体験ゾーンであるため、本格的な検討は内外でなされていない。これが本稿を「予備的考察」とする理由である。

しかし、地域通貨が普及していくと、その会計処理が問題になってくることは疑いを入れない。そして、その会計的側面が明らかにされることは、その一層の普及を支援することになろう。以下では、(1)地域通貨の現状と概要を把握したあと、(2)発行主体あるいは管理組織の会計を会計主体論の立場から検討し、さらに、(3)適用される会計観について検討を加えて、(4)ガイア会計という立場から、ひとつの構想を提示しておく。地域通貨は、いわゆるキャッシュと同じく資金の範疇に入るので、これは資金会計と呼ばれる研究領域の新しいフロンティアとなる。

2. 地域通貨の世界

そのようなわけで、本稿は、地域通貨の会計の検討をおこなうが、地域通貨そのものが一般にあまり知られていないので、それに先立って、地域通貨の最近の展開の概要をごく簡単におさえておくことにする。現在、数多くの地域通貨が世界各地で誕生しているが、ここでは代表的な地域通貨のみを取り上げて紹介しておく。

(1) 世界の地域通貨

1) LETS

LETS (Local Exchange and Trading System)は、1983年、カナダのバンクーバー島にあるコモックス・バレー (Comox Valley) という地域で、マイケル・リントン (Michael Linton) により始められた。リントンは、スコットランド生まれのエンジニアで、物理学や経営学を学んだあと、LETS を立ち上げた時は、コンピューターのコンサルタントをしていた。当時、カナダは不況で、インフレ率は14%を超え、人口5万人のコモックス・バレーの経済は落ち込んでいた。そこで、不況の中でも互いの生活を支えあえるような相互扶助の仕組みを立ち上げるにいたった。

LETSは、紙幣を発行せず、相互に通帳をもち、当事者間で決済する。これは「相互信用発行方式」と呼ばれる。取引とそれに伴う通貨の発行は、当事者の合意によって行われる。会員の口座を管理するために事務局が設けられる。現在、LETSは各地域独自の制度を作り変えられ、カナダ、イギリス、オーストラリアを中心にして、世界で2,000以上の地域に拡がっているが、なぜか、アメリカでは、あまり広まっていない。

2) タイムドラー

タイムドラー (Time Dollar) は、1986年にエドガー・カーン (Edgar Cahn) によって考案されたサービス・クレディットの単位である。タイムドラーの目的は、コミュニティの形成や地域経済の活性化ではなく、ボランティア活動を活性化させることにある。カーンは有名な弁護士で、ボランティアサービスをした「貸し (クレディット)」が無税になる法律をワシントン D. C. などで通すのに成功

地域通貨の会計に関する予備的考察

したことが、このシステムの発展に寄与した。

地域通貨を媒介にして参加者同士で財・サービスの相対取引を行う「相互信用発行方式」である点で LETS と同じだが、異なる点は、モノやサービスの価値が労働時間で測られることと、法定通貨と交換できないことである。また、LETS の場合、価格の決定は取引当事者間で行うが、タイムドラーではメンバー間の取引を仲介するコーディネーターが存在する。このための事務局が必要となる。

タイムドラーは、労働時間に応じて発行される。これは、時間を共通のモノサシとみなし、時間により参加者の行為を公正に評価するという理念にもとづいている。現在、全米で 200 団体 5 万人が参加しているが、ミズーリ州においてはとくに盛んで、「州政府自体が熱烈な支持者で、州内の『サービス・クレディット』を保証している」(『地域通貨ルネサンス』158 頁)。タイムドラーには、松山市に NPO 法人タイムドラー・ネットワーク・ジャパン(<http://www.timedollar.or.jp>)という連絡事務所がある。

3) イサカアワーズ

イサカアワーズ (Ithaca Hours) は、ポール・グローバー(Paul Grover)によって、1991 年 11 月にアメリカのニューヨーク州イサカで導入された。イサカはコーネル大学がある人口 3 万人ほどの大学の街である。その発行方式は「集中管理方式」で、現在、1 アワーズから 1/8 アワーズまで 5 種類の紙幣が発行されている。運営しているのは、Ithaca Hours inc. という NPO である。

イサカ市では 1987 年から LETS が導入されていたが、LETS の事務手続きを簡略化するために、紙幣タイプの地域通貨を導入した。アワーという名称は、我々 (our) と時間 (hour) をかけたもので、サービスが参加者の時間で公正に評価される意図が込められている。現在アメリカで最大の成功を収めている地域通貨であるといわれている²⁾。

これら三つの代表的な地域通貨の特徴を比較したのが次の表 1 である。

表 1 代表的な地域通貨の比較

地域通貨名 設立年	創始者・場所・ 参加団体	貨幣単位	発行方式	交換性	特徴
LETS (1983年)	Michael Linton カナダ・バンクーバー島・コモックスバレー	1 グリーンドル = 1 カナダドル	相互信用発行方式	価格決定は自由。法定通貨との併用可能。	貨幣の発行権が個人にある
タイムドラー (1986年)	Edgar Cahn アメリカ 全米 200団体 5 万人	1 タイムドル = 労働 1 時間	相互信用発行方式	通貨価値は時間を基準にする。 法定通貨との併用は不可	オーウェンの労働証券と同一のシステム
イサカアワーズ (1991年)	Paul Grover アメリカ・NY 州・イサカ	1 イサカアワー = 労働 1 時間 = 10 ドル	集中発行方式 (紙幣)	法定通貨と併用可能	貨幣発行量は、委員会によって管理される

(http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Cosmos/3702/local_currency/lc-3.html などから作成。)

(2) 日本での広がり

かつての日本では地域通貨と類似したものとして、「結」「講」などがあったが、現代では、こういった制度は、もはや消えてしまった。しかし、「そこにあった助け合いの仕組みを再び作り出そうという動きは、コミュニティをよみがえらせることを目的とした地域通貨の導入というかたちで、全国に広がってきている」(前掲ホームページ)。

最初の取り組みは、LETS を利用して、1991 年に生活クラブ生協神奈川で行われた「神奈川バーターネット」の実験で、これは、4 ヶ月間で 175 人が参加し、220 件の取引があった。

1995 年には愛媛県の越智郡関前村で、異なる世代同士のコミュニケーションを目的に、「だんだん」というタイムダラータイプの地域通貨が導入された。この名称は、「重ね重ねありがとう」を意味している。

1999 年には、千葉県まちづくりサポートセンターが「ピーナッツ」という名称で LETS タイプの地域通貨を始めた。ピーナッツは地元商店街で使用でき、これまで 60 人の参加者の間で 7 万ピーナッツが流通した。また、同年には、滋賀県で草津市コミュニティ支援センターが、「おうみ」という紙幣タイプの地域通貨を発行した。参加者は個人が 50 名、団体が 36 で、1,600 おうみが流通していて、今では、タクシーでも利用できるという。

その他にも、経済産業省の加藤敏春氏が仕掛けた「エコ・マネー」、中津市の「fuku」、由布院の「yufu」、安曇野の「PEACE」、渋谷の「アースデー・マネー」、岡山県邑久郡三町の「ハート」、名古屋の「なーも」など、全国で 300 以上の地域が地域通貨を取り組んでいる。これらは先に紹介した代表的地域通貨の

援用あるいはバリエーションとみることができる。

3. 地域通貨の会計の論点

地域通貨とは、およそのようなものであるが、次にその会計を考察する場合に、どのようなことが論点として浮かび上がってくるのかを検討しておく。

(1) 対象

まず、地域通貨の会計は、会計が行われる対象からみて、次の三つの局面があることに留意する必要がある。

- ①通貨を発行または管理する主体（事務局）の会計
- ②システムに参加する協賛企業の会計
- ③参加会員の会計

今後それぞれの局面の会計が次第に明確化されていくことになろうが、本稿では、さしあたり、①の事務局に相当する機関の会計をとり上げて検討する。②は、企業会計の領域であり、早急に検討されねばならない。③は家計会計の延長ともみなされようが、取引が集中管理されている場合は、①の会計に入ってくるであろう。

この通貨を管理する主体（事務局）は、日本の法定通貨であれば日本銀行である。そして、たとえばイサカアワーであれば、Ithaca Hours inc. である。ところが、日本銀行は株式会社であり、Ithaca Hours inc. は非営利組織体であるから、株式会社日銀に当てはまる会計理念が、地域通貨の発行主体に適用されるはずはない。そこでは、一般に非営利法人会計と呼ばれている会計が適用されるはずである。

地域通貨の会計に関する予備的考察

そこで、この非営利法人会計の現状を見ておく必要が出てくる。ところが、検討してみると、この非営利法人の会計は、今のところ整備途上にあることが判明する。

日本の非営利法人会計は、「社会福祉法人会計基準」が2000年12月に制定され、「公益法人会計基準」の改訂案が2003年3月に公表されるなど、近年、発展をとげつつある。しかしながら、多くの団体ごとに、あるいは所轄官庁ごとに、異なる様式の提案がなされていて、非営利法人会計として統一基準を作成する方向は、まだ打ち出されていないのが現状である。たとえば、総務省が管轄する「公益法人会計基準」では、貸借対照表が財務諸表の第1順位で、キャッシュフロー計算書は、大規模法人にのみ義務づけられているが、厚生省が管轄する「社会福祉法人会計基準」では、資金収支計算書が計算書類の体系の第1順位にきている。

1998年に制定された「特定非営利活動促進法」、通称NPO法の第27条に規定されている「会計の原則」の解釈には、まだ多くの混乱が見受けられる（斎藤・田中〔2002〕第7章）。

もっとも、アメリカでは、非営利法人（組織体）に対する統一的な会計基準が作成されている。といっても、まだ10年ほど前のこと、FASBは1993年6月にSFAS 117号『非営利組織体の財務諸表』を公表した。そこで提案された財務諸表は、営利組織の財務諸表と基本的に同じ体系で、貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書からなっている。様式は、非営利組織に固有な特徴を反映するよう、一部修正されている。キャッシュフロー計算書は、直接法と間接法の両方が認められるが、直接法の場合は、利益と運営活

動からのキャッシュフローの調整表が要求されている。また、概念フレームワークにおいて、営利企業と非営利法人の会計が統合されている。

そこで、日本でも、営利法人会計と非営利法人会計を統合した概念フレームワークを作成し、統一された非営利法人会計を検討する必要があると思われるが、この検討にあたって留意すべきなのが、アンソニー（Robert Anthony）のエンティティー理論である。

FASBの概念フレームワークは、SFAC第6号において、営利会計と非営利会計を、ひとつフレームワークに統合したところが重要であるが、その統合にあたっては、アンソニーの貢献が大きかった³⁾。ところが、FASBは、アンソニーのエンティティー理論と呼ばれる主張（[Anthony, 1984]）については、それがドラスティックな変更をもたらすという理由で、その検討を棚上げにした。そして、そのまま20年を経過した。その後、事情も変化してきているので、アンソニーの主張すなわちエンティティー理論が活かされる可能性はないのかどうか。これが第1の論点である。

(2) 理論と手法

もうひとつ重要な論点がある。それは、非営利法人会計を構築しようとする際に、そこに従来からよく知られている「企業会計の理論と手法を導入する」という考え方が出てくることである（加古〔2003〕）。その場合の「理論」と「手法」は、何を意味するかが重要である。

たとえば、その「理論」というのが所有主義理論であり、「手法」が所有主義理論を達成するために工夫され発展してきた所有主義記システムであるとすれば、それは、会計モデルが

組織体の構成員の意識に作用して、非営利組織体の性格そのものを変えてしまう可能性があるので、問題なしとしない。これは第 1 の論点につながる。

あるいは、その場合の「理論」が、企業会計において長く支配的であった損益計算を中心目的とする、動態論あるいは収益費用観で、「手法」が、損益計算を重視した複式簿記システムであるとすれば、そのような「理論」も「手法」も非営利組織になじむとは思えない。

かといって、収益費用観を資産負債観に置きかえても、その会計は、いわゆるカジノ経済に対応して時価を反映した投資家向けの会計であるから、やはり、それが非営利法人会計になじむとも思えない。

とすれば、非営利法人には、第 3 の会計観である資金観が妥当するのではないか。とくに、非営利法人会計においてキャッシュフロー計算書が基本財務諸表とされるにもかかわらず、FASB の資産負債観の「財務諸表の要素」には、キャッシュフロー計算書の要素が入っていないことを、どのように理解すればよいか。これが非営利法人会計を検討するにあたって特に重要な論点である。

4. 会計主体論からの検討

まず、第 1 の論点から検討する。これは会計主体論と呼ばれている論点である。すなわち、会計を誰の立場に立っておこなうのか、という論点である。一般に会計主体論としては、所有主（資本主あるいは株主）の立場から会計をとらえる「所有主理論」と、所有主と分離された主体そのもの（エンティティー）

の立場から会計をおこなう「エンティティー理論」があることが知られている。ところが、近年の会計学は、所有主理論はとり上げることがあっても、エンティティー理論をとり上げることが、ほとんどない。その理由は、エンティティー理論の精緻化がなされたのは、1980 年代になってからで、その理解が十分に広まっていないからであろう。それ明らかにしたのが『アンソニー財務会計論』である。

アンソニーは、その考え方を独自の概念フレームワークにして、1983 年と 1984 年の著書で示した(Anthony[1984])。アンソニーの会計は、所有主に焦点を合わせるのではなく、主体（組織）そのものに焦点を合わせる。「エンティティー観の優越性は文献では一般に認められているものの、現行の会計実務は依然として所有主観によっている。その会計の基本等式は、資産 - 負債 = 所有主持分である。すなわち、所有主持分は資産と負債の差額である。その会計は会計期間中のその差額の変化の測定に焦点を合わせる。エンティティー観のもとでは、会計等式は資産 = 持分である。すなわち、所有主持分が他の形態の持分以上に目立たされることはないのである。」(Anthony [1984] p. 52)

(1) エンティティー理論における利益

近年になって、利益から株主持分コストを差し引いた残余利益への関心が高まってきたが、その発想を体系的展開したのはアンソニーであった。アンソニーは、エンティティー理論の立場から、次のような主張をしていた。

- ① 現行の企業会計では、株主持分と借入金を企業の外部資本として同等に扱っていない。
- ② 現行の企業会計には、株主持分の利子

地域通貨の会計に関する予備的考察

が費用として収益から差し引かれてないから、利益がゼロのとき、株主は損をした状態である。

③ 株主持分に生じた利子費用を控除した残りを、主体それ自体の利益(主体利益)として認識する会計システムの設計は可能である。

アンソニーは、主体持分を維持するような損益計算が、意味のある利益数値をもたらすと主張する。その利益とは、通常の利益から自己資本利子を控除した残余利益である。

「使用資金のコストがアウトフローとして計算されるという方法を選べば、利益がゼロと報告する主体は安定した状態にあったのである。もし、インフローとアウトフローを生じさせた要因が不変にとどまるなら、その主体は無限に活動を継続することができる。平均的な主体が、ロングランで、その投資に対し満足のいく報酬を稼得するよう営業すると仮定すると、利益ゼロは平均的な業績を表わす。ゼロ以上の利益は平均以上の業績を表わし、利益が高くなればなるほど業績は良くなる。逆に、ゼロ以下の利益(損失)を出す主体はその持分を維持していない。このやり方で営業を継続すると、それは倒産へと向かうであろう。」(『アンソニー財務会計論』73-74頁)

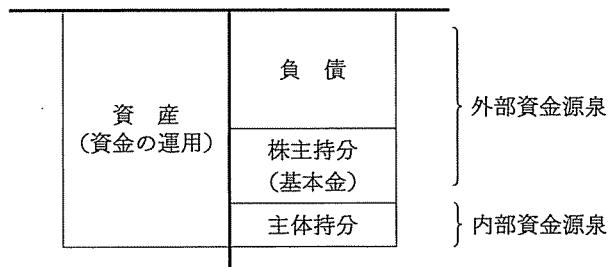
(2) エンティティー理論における主体持分

主体持分は、主体利益の累積額である。主体利益は、営利企業であれば、通常の利益から株主持分の利子を差し引いた残余利益であるが、非営利組織であれば、通常の利益から、基本金(拘束純資産)に一定の利子率を乗じた額を差し引いた残余になる。この計算手続きに従って仕訳がなされると、基本金が利子分だけ増加するので、基本金の実質的な維持がはかられる。

企業会計と非営利法人会計が、主体利益と主体持分の維持で共通点をもつことについてアンソニーは次のように述べている。重要であるので少し長いが引用しておく。

「非営利組織の主要な目的がサービスの提供にあることは一般に合意されている。しかし、財務会計は、主体がこの目的をどの程度よく達成したかを報告できないことも、一般に合意されている。財務会計は、組織によって使用された資源を測定することはできるが、その組織がどの程度のサービスを提供したかを測定することはできないのである。営利主体であれば、収益が、提供された財貨およびサービスの良い測定値である。しかしながら、非営利主体の多くでは、ほとんどの収益の源泉が、税や寄付や助成金などであるから、これらは、主体が提供したサービスと直接に関連

アンソニーの貸借対照表モデル



づけられないのである。

それにもかかわらず、主体の持分の維持という考え方は非営利組織にもうまく適用される。すべての経済主体は持分を持つが、利益がゼロとなるように活動した非営利組織は、その持分を維持したということである。利益がゼロ以上（あるいはゼロ以下の損失）の場合には、その金額は、（サービスの提供という目標に照らせば）業績の測定値ではないが、この正あるいは負の額は、主体の財務活動について重要な情報を伝えるものである。正であれば、それは、おそらく将来の起こりうる不利な状況に備えて当該主体が生み出したクッションの額を示す。（多額の正の数値は、当該主体が利用可能な資源で提供しうるだけのサービスを提供しなかったことも示すかもしれない）。負であれば、この額は、当該主体がその持分を維持しなかったことを示す。すなわち、その収入内で生活しなかったことを示す。そのような状況が無限に続ければ、その主体は倒産に陥ることになろう。

かくして、損益計算書の最終数値の意味は営利主体と非営利主体とでは異なりはするものの、その最終数値は、双方のタイプの主体において重要な意味を持っており、かつ、それに到達する方法はどちらのタイプでも同じである。」（『アンソニー財務会計論』pp. 74-75）

FASB の概念フレームワークは、会計主体論を前面に出さないが、暗黙のうちに、いわゆる所有主理論を採用していると思われる。これは、昨今の株主重視の考え方とも一致している。ところが、非営利組織には株主が存在しない（資本金がない）ため、所有主理論がそのまま適用できないはずである。FASB は、SFAC 第 6 号で営利組織の会計と非営利

組織の会計を統合した概念フレームワークを提示するにあたって、この問題に遭遇したと思われる。

結果的に FASB は、資産と負債の差額を純資産として把握し、純資産の内訳を、永久拘束純資産と一時拘束純資産と非拘束純資産に区分しているが、この非拘束純資産が誰に帰属するのか明言は避けられている。日本の「公益法人会計基準改訂案」は、FASB と同様に、これを正味財産として、指定正味財産と一般正味財産に区分している⁴⁾。

エンティティー理論は、企業会計にも非営利会計にも適用可能であり、経済主体そのものに焦点を合わせることによって、企業会計においては株主の関与を弱めると同時に、非営利会計においては、主体持分の維持を促す効果をもたらす。アンソニーは、そのような考え方に基づいて、営利会計と非営利会計の統合を考えていた。現在のところ、このエンティティー理論の考え方方が広く行き渡ってはいないが、以上のような理由から、引き続きこの可能性を検討する必要があると思われる。

5. 非営利法人会計に適合する会計観

非営利法人会計に企業会計の「理論と手法を導入する」という場合の「理論」について、次に検討しておくべきは、会計観である。それでは非営利法人の会計に適合するのは、どのような会計観であろうか。あるいは、企業会計にも非営利法人会計にも共通して妥当するのはどのような会計観であろうか。

(1) 資金観の可能性

20世紀の後半は、損益計算を重視する会計

地域通貨の会計に関する予備的考察

理論が支配的であった。これは動態論と呼ばれている。動態論に対比された考え方は静態論と呼ばれ、これは財産計算あるいは貸借対照表を重視した理論であった。このような動態論と静態論の対比で会計が説明されたのは、基本財務諸表が貸借対照表と損益計算書の2つからなる時代であった。

1960年代になって、資金計算書が次第に台頭してきてからは、それまでの動態論と静態論との対立は解かれて、3つの財務諸表の中心的要素に着目して、資産負債観、収益費用観、資金観という対比が前面に出てきた。動態論のなかに資金（収支あるいはキャッシュフロー）は損益の背後にあった。また静態論のなかにも資金は収容されていた。静態論と動態論の対立が解かれて資金計算書が基本財務諸表になったとき、資金という要素が両者から取り出されて独立の会計観を形成すると考えられる。

おそらく、従来の非営利法人会計の会計は、収支が重視されたところから、資金観で説明できたはずである。そこに、企業会計の考え方方が入ったからといって、非営利法人が営利法人に変わるわけではないので、資金観を保持することは、十分考えられることである。

日本では長い間『企業会計原則』が企業会計の指導的役割を果たしてきたが、そこで採用されていた会計観は、今でいう「収益費用観」である。ところが、会計ビッグバン以降の概念フレームワークは明示されていないためか、「公益法人会計基準」の改訂案では、企業会計の理論として収益費用観が導入されたのかどうかについては、明言を避けているが、貸借対照表が財務諸表の第1順位に来ているところから、あるいは資産負債観を想定しているかもしれない。しかし、「社会福祉法人会

計」では収支計算書が第1順位に来ているところから、資金観を採用しているとも考えられる。

非営利組織の活動目的が利益の獲得にあるのでないことは明らかなので、収益費用観を優先的に選択するということは妥当でないであろう。すると、資金観か資産負債観かということになるが、資産負債観は、時価との接合が容易であるため、ややもすると、会計報告の重点がそのような方向に向かいやすいが、時価による財政状態の開示が非営利会計の第1の目的とは考えられない。収益費用観と一対になった資産負債観だけでは、非営利組織の会計には、なじまないように思われる。

非営利組織にあっては、従来どおり、活動にともなう収支を把握して報告し、収支とのかかわりで損益の状況と財政状態を報告することによって、会計責任が果たされる面が大きいと思われる。資金観を保持することに十分な理由があり、それが資産負債観と収益費用観とともに併存するというのが、穩健な立場ではなかろうか。

(2) 会計観の統合における考慮事項

非営利法人会計と企業会計を統合する場合には、共通の複式簿記システム観をもてるかどうかも重要な考慮事項になるだろう。それには、別稿で提示した複式三元簿記が有効である（佐藤 [1994]）。

これからは三つの財務諸表の相互関係の理解が重要になってくる。貸借対照表と損益計算書の相互関係は、すでによく知られているので問題はない。これからは、とくに、キャッシュフロー計算書と貸借対照表および損益計算書の関係が追加的に説明されなければならないはずである。

ところが、これには収益費用観と資産負債観の対比を生み出す伝統的複式簿記はそれほど有効ではない。キャッシュフロー計算書が枠外にはみ出るからである。そこで、複式三元簿記の可能性が出てくる。複式三元簿記は資金観から出てくるが、それは、貸借対照表と損益計算書とキャッシュフロー計算書をひとつつのシステムに統合する。これが、企業会計と非営利会計の統合に際して、共通のベースになりうるであろう。

これまで、公益法人会計で行なわれていた「一取引二仕訳」の処理は、繁雑さはあるが、資金観を反映していた可能性がある。これを、繁雑という理由で、性格の異なる資本主簿記をもって代えることは、上策とは思えない。むしろ、複式三元簿記の考え方を導入することを検討してよいように思われる。佐藤・向山 [1994] は、この可能性を示唆したものである。

企業会計と非営利法人会計を統合するにあたっては、一方的に従来の企業会計を非営利法人会計に導入するというのではなく、両者が歩む寄れる共通の基盤を見出すことが重要になる。それは、会計主体論ではエンティティー理論であり、会計観では資金観であり、簿記システムでは複式三元簿記である。

6. ガイア会計の構想

最後に、アンソニーの主体持分と地域通貨とをつなぎ合わせておこう。まず、ここまで議論を整理しておくと、次のようなになる。

- ① 地域通貨の発行主体(あるいは管理主体)
の会計は、所有主義論にもとづく企業会計が適用されないが、非営利会計は可能性がある。

② 非営利会計では、企業会計の株主持分に相当する部分は、純財産という名称であり、そのガバナンスの主体がどこにあるのか定かでない。

③ 一方、アンソニーのエンティティー理論では、純資産に相当する部分は、外部源泉としての拘束基金と、内部源泉としての主体持分に分離されるであろうが、主体持分が分離されても、そのコントロール主体が、やはり定かではない。

そこで、地域通貨の発行主体(あるいは管理主体)の純財産部分を、アンソニー説によって会計し、主体持分を、環境パブリックあるいはコミュニティーの影響下におくようなロジックが必要である。

そのためには、二つの考え方で補強が必要と考えられる。ひとつは、組織のステークホールダーは人には限らないというスターリック (Mark Starik) の主張。もうひとつは、ラブロック (J. Lovelock) のガイア仮説という考え方である。

一般に、ステークホールダーにしても持分の所有者にしても、それは個人あるいは人の集団であるという理解がある。それからすると、主体持分という考え方には、ある意味では、通念を超えた、いわば逆転の発想である。経済主体そのものは人ではないからである。しかし、スターリックのように、ステークホールダーは人に限らない、自然環境もステークホールダーであるというという主張もある (Starik[1995])。そこで、まず、この二つの逆転の発想を組み合わせることを考えてみよう。

それと、もうひとつの仮説が必要である。それがガイア仮説である。ガイア (Gaia) は、ギリシア神話の大地の女神のことである。地球を

地域通貨の会計に関する予備的考察

意味する。ラブロック (J. Lovelock) は、地球大気の温度や成分、海水の塩分などが長期にわたって一定なところから、自らを恒常的に保つ力を有するという意味で、地球は生命体と同じ性質を持つとの着想を得て、それをガイア仮説と名づけた (Lovelock [1979])。

以下、エンティティー理論を前提に、スターリック仮説とガイア仮説を組み合わせて援用すると、次のような考え方が可能になる。その場合、主体持分の性格は、企業と非営利主体で接近してくるので、将来の展開も視野に入れて、便宜上、企業会計をベースに説明しておく。株主資本を拘束純資産あるいは基本金と読み替えれば、非営利主体のもとでのガイア会計である。

地球が生命体であれば、そして、持分所有者は人間に限られないとすると、貸借対照表の貸方に、負債と株主持分と並んでガイアの持分を認識しようとする発想も可能であろう。このような会計をガイア会計と名づける。

ガイア持分は、さしあたりはアンソニーの主体持分と同じように算定されると考えたい。すなわち、現行会計の純利益から株主持分の一定割合の報酬（株主持分利子）を差し引き、その残余をガイア利益（または損失）とし、その累積額をガイア持分とする。企業はガイアの資源を利用しながら経営を行なっているので、現在の常識的なステークホールダーを満足させたあと残った利益は、ガイアを利用したことから生じたと考える。それがガイア持分である。近年、残余利益をすべて株主のものとする財務理論が多く見受けられるが、それが妥当かどうかは一考を要する。

ガイア会計は、株主の権利に一定の制約があると考える。

ガイア持分は、広くガイアまたは社会のた

ガイア会計の貸借対照表

資 産	負 債	
	株主持分 (拘束純資産)	ガイア持分

めに使われる。ガイア持分がマイナスになるときは、経営の見直しとともに、持主持分の報酬となる利子率の見直しなど、株主持分の再計算が必要となろう。

株主持分には一定の利子を認めるが、ガイア持分には利子はつかないと考えたい。それは、利子がバーチャルな世界で計算されて、複利では無限の大きさに達するのに対し、企業が利用できる資源は有限であるから、そのミスマッチは、ガイア仮説によって修正されると考えるからである。

ガイア持分の管理は、ガイア仮説を理解した経営陣によってなされればよいが、外部者を加えた委員会にゆだねるのも一法だろう。

グローバルゼーションが進展している中で、地域通貨に着目して、ガイア会計論という名のもとに、アンソニーのエンティティー理論とラブロックのガイア仮説を結合して、試論を試みたまでである。エンティティー理論は、現在早急に検討されるべき課題であるが、ガイア仮説は、どちらかというとニュー・パラダイムに属する考え方であろう。引き続き追究していきたい。

注

1) 地域通貨は今や日本では静かなブームになりつつある。

つあるが、そのきっかけをつくったのは、NHK が放映した「エンデの遺言」である。

2) イサカアワーについては、佐藤 [2002 a] 佐藤 [2002 b] で、その概要を紹介した。

3) かつてのアメリカでは、非営利組織体の会計にファンド会計システムが採用されていたが、非営利組織体の規模が拡大するにつれ、「業種、業態が多様になり、ファンド別の財務報告を継続することが困難になった」(武田・橋本 [1999] p. 161)。そこで FASB は、「すべての非営利組織体に共通する統一の財務報告の概念的枠組みを構築することが、各非営利組織体の財務報告制度の確立・改善にとって有益」(武田・橋本 [1999] p. 145) と判断し、この問題に取り組む手掛りを得るために、「当時その道での最高権威者として著名であった」ハーバード大学のアンソニー教授に委嘱して「この問題に係る問題点の整理提起を求めた」(若林 [2001] p. 22)。FASB は、その調査報告書 (Anthony [1978]) を出発点にして、概念書 (SFAC) 第 4 号で非営利組織体の会計の目的を明らかにし、第 6 号で、企業会計と統合した諸概念の体系を明らかにする方向へと発展させてきている。

4) 日本公認会計士協会の「公会計原則(試案)」(平成 14 年 5 月 1 日、公開草案)は、機会原価として自己資本利子を計上する考え方を示しているが、主体持分を認識するかどうかは定かでない。

参考文献

- 加古宜士(2003)「公益法人会計基準の改訂と今後の課題」『企業会計』55 卷 8 号, 4-11 頁。
- 河邑厚徳+グループ現代(2000)『エンデの遺言—根源からお金を問うこと』NHK 出版。
- 熊代昭彦編(2003)『新日本の NPO 法』ぎょうせい。
- 斎藤力夫、田中義幸編著(2002)『NPO 法人のすべて—特定非営利活動法人の設立・会計・税務—』[増補 3 版]、税務経理協会。
- 佐藤倫正(1989)「『アンソニー財務会計論』解題」、『岡山大学経済学会雑誌』第 20 卷第 4 号, 151-168 頁。
- (1994)「資金会計の勘定組織」『会計』第 145 卷第 1 号, 14-27 頁。
- (1997)「ガイア企業評価のフレームワーク」『岡山大学経済学会雑誌』第 28 卷第 4 号, 383-393 頁。
- (1998)「グリーン・アカウンタビリティと資金循環力—ガイア企業評価の目的—」飯田修三・山上達人編著『現代会計とグリーン・アカウンタビリティ』森山書店、(第 2 部第 5 章), 123-131 頁。
- (2000)「財務会計の三元的理解—資金観の可能性—」『企業会計』第 52 卷第 12 号, 4-10 頁。
- (2001)「キャッシュフロー会計と企業経営—二つの注目点—」『会計』第 160 卷第 1 号, 1-10 頁。
- (2002)「まさかの時のイサカ・アワー」『税務経理』8283 号, 1 頁。
- (2002)「イサカアワード体験記」『税務経理』8338 号, 1 頁。
- (2003)「岐路に立つ日銀のバランスシート」『税務経理』8370 号, 1 頁。
- 佐藤倫正・向山敦夫(1994)「第三セクターの財政とアカウンタビリティ」『研究報告書第 29 集』、岡山大学産業経営研究会, 1-27 頁。
- 武田安弘・橋本俊也(1999)「アメリカにおける非営利組織体の財務諸表の特質—FASB 財務会計基準書第 117 号を中心に—」『愛知学院大学論叢、経営学研究』第 9 卷第 1 号, 143-161 頁。
- (2000)「社会福祉法人会計基準における計算書類の特質」『愛知学院大学論叢、経営学研究』第 10 卷第 1 号, 1-14 頁。
- (2002)「非営利組織体における財務諸表の構成要素—FASB 財務会計概念書第 6 号を中心—」『愛知学院大学論叢、経営学研究』第 11 卷第 2 号, 77-87 頁。
- 牧戸孝郎(2003)「環境会計の新たな展開に向けて」『企業会計』第 55 卷第 1 号, 4-11 頁。
- 若林茂信(1997)『アメリカの非営利法人会計基準』高文堂出版社。

地域通貨の会計に関する予備的考察

- (2001)「アメリカにおける非営利組織体の会計」日本会計研究学会スタディグループ『非営利組織体の会計』平成13年度最終報告、20-41頁。
- Anthony, R. N., (1978) *Financial Accounting in Non Business Organization-An Exploratory Study of Conceptual Issues (Research Report)*, FASB.
- , (1984) *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin, (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年)
- , (1995) "The Nonprofit Accounting Mess," *Accounting Horizons*, June 1995, pp. 44-53.
- FASB, (1993) Statement of Financial Accounting Standards No. 117, *Financial Statements of Not-for Profit Organizations*, June 1993.
- Lovelock, J. E., (1979) *Gaia, A New Look at Life on Earth*, Oxford University Press, 1979. (スミ・プレム・プラッダ訳『地球生命圈——ガイアの科学』工作舎、1984年)
- Starik, Mark (1995) Should Tree Have Managerial standing? : Toward Stakeholder Status for Non-Human Nature, *Journal of Business Ethics*, 14, 1995, pp. 207-217.
- Thomas H. Greco, Jr., (2000) *New Money for Healthy Communities*, second. ed., 2000 (大沼安史訳『地域通貨ルネサンス——まち起こしマネー戦略』本の泉社、2001年)
- (名古屋大学大学院経済学研究科)